

**Webメディアを活用した韓国市場向け情報発信事業  
業務委託基本仕様書**

**1 委託業務の名称**

Webメディアを活用した韓国市場向け情報発信事業

**2 目的**

山形県、宮城県（以下、「両県」という。）で構成する宮城・山形観光推進協議会（以下、「本協議会」という。）では、平成7年度から継続して韓国の訪日旅行者をターゲットとした誘客プロモーションを展開してきており、新型コロナウイルス感染症の影響により、両県の旅行者は一時大幅に減少したが、令和5年の宿泊旅行統計調査（観光庁）における両県の韓国からの宿泊旅行者は約2万3千人泊と、コロナ禍前の令和元年とほぼ同水準まで回復した。しかしながら、日本全国に占める両県の割合は約0.2%と、更なる誘客の拡大が見込めることから、令和6年度は、韓国的一般旅行者向けに Web メディアを活用して情報発信することで、両県の一層の認知度向上を図る。

**3 実施主体**

宮城・山形観光推進協議会

**4 委託期間**

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

**5 実施場所**

韓国国内及び日本国内

**6 委託業務の内容**

(1) Webメディアを活用した情報発信

- イ NAVER ブログ等の Web メディアを活用し、記事を1本以上掲載すること。
- ロ 記事は、韓国語のネイティブライターによる書き下ろしで制作すること。
- ハ 韓国現地の FIT 層をメインターゲットとし、レンタカー等を利用する旅行者のほか、公共交通で周遊する旅行者に両県の魅力を伝えることができる記事とすること。
- ニ 記事の制作にあたっては、アフターコロナにおける韓国市場のニーズや特色を考慮の上で追加すべき記事をその理由とともに提案すること。
- ホ 記事の画像素材については、韓国市場のインバウンドに訴求できるものを準備し、使用すること。なお、必要に応じて、ストックフォト等を活用することを妨げるものではない。
- ヘ 記事に使用した画像素材は可能な限り二次使用できるように権利関係を整理するとともに、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧表には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- ト その他、記事の掲載に必要な業務を行うこと。

## (2) 広告配信の実施

- イ 上記(1)で掲載した記事コンテンツ等をランディングページ(以下、「LP」という。)とする広告配信を実施すること。
- ロ 広告配信にあたっては、韓国市場のインバウンドに効果的・効率的に訴求できる広告媒体をその理由とともに提案すること。
- ハ 広告媒体の提案にあたっては、広告媒体の基本的な情報やターゲティングの内容、事業効果(見込み)を具体的に示すこと。合わせて、ターゲット層について、効果的・効率的に訴求できる層を設定し、その理由を示すこと。
- ニ 広告配信期間を通じて、広告内容、利用媒体、配信対象、配信方法、LPへの誘導状況等を分析しながら、発注者と協議しながらターゲティングの変更、絞り込み等継続的に改善を図ること。
- ホ 広告に必要なクリエイティブ等を制作すること。
- ヘ その他、広告配信の実施に付随する必要な業務を行うこと。

## (3) 効果検証及び分析

- イ 本事業の効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標(KPI)を設定すること。また、その設定根拠を示すこと。
- ロ 効果検証及び分析は、広告側、LP側の両面から行うこととし、設定したターゲティングの適切さに言及すること。
- ハ 本事業を総括し、今後の韓国市場に係るインバウンド戦略の提案を行うこと。
- ニ その他、効果検証及び分析に必要な業務を行うこと。

## 7 その他留意事項

- (1) 本事業の基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制(担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること)を示すこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、発注者と協議を行いながら適正に履行すること。

## 8 事業報告

事業終了後は速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

### (1) 提出物

次の成果品を発注者に提出すること。

- イ 業務完了報告書(指定様式) 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ロ 実績報告書(任意様式) 紙媒体2部及び電子媒体1枚
- ハ 本業務による成果品がある場合、そのデータを収めた電子媒体1枚

### (2) 提出場所

宮城県経済商工観光部 観光戦略課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

### (3) 提出期限

令和7年3月28日(金)

## 9 目的物（成果品）

- (1) 本業務による成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果品の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (4) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び両県が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (5) 許諾関係及びプロパティリリース、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 成果品については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なように対応すること。

## 10 守秘義務等

### (1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。また、各国法に準拠した個人情報保護の対応を行うこと。

## 11 その他

- (1) 委託業務の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (5) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注

者が協議の上決定することとする。

- (7) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (8) コロナの影響等により本業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じ、業務内容の変更や規模の縮小等所要の見直しを行うものとする。